

規定第17条

栃木県林業センターにおける研究費の監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「栃木県林業センター公的研究費の運営管理規程」(令和4年12月7日制定)第17条に基づき、研究費に係る監査の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査は、研究費の適正な管理を図ることを目的とする。

(監査担当者の設置)

第3条 最高管理責任者は、統括管理責任者を監査担当者として監査を実施させる。

(監査担当者の権限)

第4条 監査担当者は、監査を実施するに当たり、監査の対象者等に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

(監査対象者等の協力義務)

第5条 監査の対象者等は、円滑かつ効率的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査の実施)

第6条 監査担当者は、最高管理責任者の命により研究費の管理・運営が適正に執行されているかを監査する。

2 監査の対象は、研究費の種別、研究者の所属、研究費の規模、リスクアプローチの観点等を考慮し、最高管理責任者が選定する。

3 監査は、会計書類の検査、関係職員へのヒアリング並びに購入物品の現物確認等により実施する。

(監査結果の報告等)

第7条 監査担当者は、監査が終了したときは、監査報告書を作成し、速やかにその結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

2 監査担当者は、最高管理責任者に報告した監査報告書について、当該監査対象者等に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年12月7日から施行する。